

● 2015年第1回定例会・日本共産党提出

集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化する
「戦争立法」制定中止を求める意見書

安倍内閣は昨年、集団的自衛権行使容認の閣議決定をおこないません。政府が与党協議会に提出した一連の文書は、「戦争立法」の輪郭を浮き彫りにするものとなっています。

一つは、米国が世界のどこであれ戦争に乗り出したさい、自衛隊が従来の「戦闘地域」まで行って軍事支援がおこなえるようになることです。「戦闘地域」とされている場所まで行って軍事支援をおこなえば、相手から攻撃されることになり、「任務遂行のために武器を使用する」こととなります。さらに「搜索援助」と言っても、「現に戦闘行為をおこなっている現場」では、「継続がありうる」と明記しています。「戦闘現場」における「搜索活動」とは戦闘行為そのものです。

二つは、「自衛の措置」の名目で、日本に対する武力攻撃がなくても、「日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」には、集団的自衛権を行使できるようにすることです。

どういう場合に集団的自衛権を発動するかは、時の政権の裁量にまかされ、事実上無限定となっています。米国が先制攻撃の戦争をおこなった場合でも、武力行使の「新3要件」に合致すると判断したら、集団的自衛権の発動も否定していません。集団的自衛ではなく集団的侵略そのものです。

米国のあらゆる戦争に、切れ目なく自衛隊が参戦する「戦争立法」であり、憲法9条に真っ向から背く違憲立法であることは明瞭です。憲法違反の閣議決定を具体化する「戦争立法」の制定を中止することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。